

令和7年第1回長久手市議会定例会

議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第2号	令和7年度長久手市一般会計予算	総務部
議案第3号	令和7年度長久手市国民健康保険特別会計予算	福祉部
議案第4号	令和7年度長久手市土地取得特別会計予算	総務部
議案第5号	令和7年度長久手市介護保険特別会計予算	福祉部
議案第6号	令和7年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算	福祉部
議案第7号	令和7年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算	くらし文化部
議案第8号	令和7年度長久手市下水道事業会計予算	建設部
議案第9号	令和6年度長久手市一般会計補正予算(第6号)	総務部
議案第10号	令和6年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	福祉部
議案第11号	令和6年度長久手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	福祉部
議案第12号	令和6年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	福祉部
議案第13号	令和6年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算(第3号)	くらし文化部
議案第14号	長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	市長公室
議案第15号	長久手市職員の育児休業等に関する条例及び長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	市長公室
議案第16号	長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	市長公室
議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務部

議案番号	件名	所管
議案第 18 号	長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	総務部
議案第 19 号	長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	くらし文化部
議案第 20 号	長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	くらし文化部
議案第 21 号	長久手古戦場記念館条例の制定について	くらし文化部
議案第 22 号	長久手市特定個人情報情報の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 23 号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 24 号	長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 25 号	長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	建設部
議案第 26 号	史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（ゼロ債務）変更契約の締結について	くらし文化部
同意案第 1 号	長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務部

令和7年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和7年2月20日～3月18日 27日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	2月20日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月21日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	2月22日	土		休 会
第4日	2月23日	日		休 会
第5日	2月24日	月		休 会
第6日	2月25日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	2月26日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	2月27日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	2月28日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	3月1日	土		休 会
第11日	3月2日	日		休 会
第12日	3月3日	月		予 備 日
第13日	3月4日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	3月5日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	3月6日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	3月7日	金		休 会
第17日	3月8日	土		休 会
第18日	3月9日	日		休 会
第19日	3月10日	月		予 備 日
第20日	3月11日	火		休 会
第21日	3月12日	水	午前9時30分	予算決算委員会
第22日	3月13日	木		予 備 日
第23日	3月14日	金	午前10時	議会運営委員会
第24日	3月15日	土		休 会
第25日	3月16日	日		休 会
第26日	3月17日	月		休 会
第27日	3月18日	火	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

2月 6日(木) 午前10時 議会運営委員会

2月13日(木) 午前 8時30分から 2月14日(金) 正午まで
一般質問通告受付

2月14日(金) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月18日(火) 午前10時 議会運営委員会

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年2月20日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 和解について
 - 4 議案説明員について
 - 5 議員派遣の結果について
- 第4 議案第2号令和7年度長久手市一般会計予算から議案第26号史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（ゼロ債務）変更契約の締結についてまで
（議案の上程、施政方針、提案者の説明）
- 第5 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年2月21日(金)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第2号から議案第26号まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和7年3月4日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（代表質問）

（個人質問）

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年3月5日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和7年3月6日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年3月18日(火)午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第26号まで
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

委員会付託表（総務くらし建設委員会）

- | 議案番号 | 件名 |
|----------|---|
| 議案第 14 号 | 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 15 号 | 長久手市職員の育児休業等に関する条例及び長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 16 号 | 長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 17 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 18 号 | 長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 19 号 | 長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 20 号 | 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 21 号 | 長久手古戦場記念館条例の制定について |
| 議案第 25 号 | 長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 26 号 | 史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（ゼロ債務）変更契約の締結について |

委員会付託表（教育福祉委員会）

議案番号 件 名

議案第 22 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

委員会付託表（予算決算委員会）

議案番号	件名
議案第 2 号	令和 7 年度長久手市一般会計予算
議案第 3 号	令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計予算
議案第 4 号	令和 7 年度長久手市土地取得特別会計予算
議案第 5 号	令和 7 年度長久手市介護保険特別会計予算
議案第 6 号	令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 号	令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度長久手市下水道事業会計予算
議案第 9 号	令和 6 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 10 号	令和 6 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 11 号	令和 6 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号	令和 6 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 13 号	令和 6 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 3 号）

発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を基準日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日</p>

<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

発委第2号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例について

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、長久手市議会基本条例第22条第2項の規定に基づき、同条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な議事____機関としての____責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが____使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、<u>議事</u>機関としての責務を果た</p>	<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な<u>意思決定</u>機関としての<u>議決</u>責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが<u>第一の</u>使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、<u>議決</u>機関としての責務を果た</p>

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、_____
_____議会改革を推進するものとする。
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調
整が必要とされる場合において、議
長は議会を代表して必要な対応を
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し_____
その有する情報を発信し、_____共
有を推進するとともに、その情報に
ついて説明責任を_____果たすよう
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、
市民と議員とが自由に意見及び情
報を交換するための報告会及び意
見交換会を_____開催するもの
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の
ため、_____政策立案及び政策提
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討議の
場であることを認識し、議員相互間

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、更な
る議会改革を推進するものとする。
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調
整が必要とされる場合において、議
長は議会を代表して必要な対応を
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的に
その有する情報を発信し、情報の共
有を推進するとともに、その情報に
ついて説明責任を十分果たすよう
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、
市民と議員とが自由に意見及び情
報を交換するための報告会_____
_____を定期的に開催するもの
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の
ため、積極的な政策立案及び政策提
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討論の
場であることを認識し、議員相互間

<p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において_____議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を_____果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。</u></p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会広報紙その他の手段</u>で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>機能の保持</u>を図るよう努めるものとする。</p>	<p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において<u>十分な討論及び議論</u>を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を<u>十分に</u>果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会だより</u> _____で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>体制の整備</u>を図るよう努めるものとする。</p>
--	--

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長久手市議会基本条例
(解説)

長久手市議会

長久手市議会基本条例（解説）

《目次》

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2章 議会の活動原則

第2条 議会の責務

第3条 議長の責務

第4条 議決責任

第3章 議員の活動原則

第5条 議員の責務

第6条 会派

第7条 政務活動費

第4章 市民と議会との関係

第8条 市民参加及び市民との連携

第5章 議会と行政との関係

第9条 市長等との関係

第10条 資料の提出

第11条 政策立案等

第6章 委員会の活動

第12条 委員会の活動

第7章 議員間討議の促進

第13条 議員間討議の促進

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

第14条 議員研修の充実強化

第15条 議会事務局の体制整備

第16条 議会図書室の設置

第17条 議会広報の充実

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

第18条 議員の政治倫理

第19条 議員定数

第20条 議員報酬

第10章 災害時の対応

第21条 災害時の対応

第11章 見直し手続

第22条 見直し手続

附則

長久手市議会基本条例

議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な議事機関としての責任を担っている。

地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。

議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。

【解説】

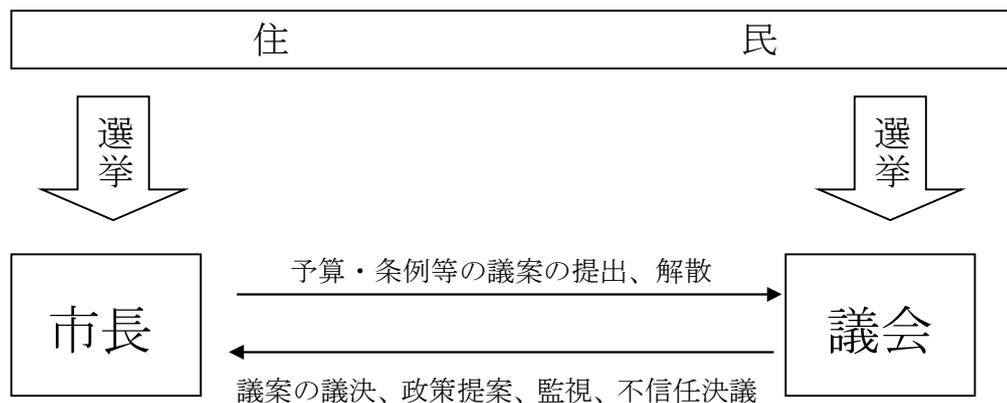
条例制定に当たり、背景を述べるとともに、議会の使命、決意を述べています。

※ 二元代表制とは

市長と議会の議員は、ともに住民が直接選挙し、一方は執行機関として他方は議決機関（→議事機関）として、それぞれ独立の権限を持ち、相互の抑制と調和により、一方の独裁を防ぎ、行政の円滑な運営をねらいとしている。

（新自治用語辞典から）

二元代表制（市政のしくみ）



第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会（以下「議会」という。）の役割、議会及び長久手市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の

実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の制定は、議会の基本的なあり方を定め、「市民に開かれた議会の実現」「市民福祉の向上と市勢の発展」に寄与することを目的にしています。
※市の「勢い」を発展させる意味で「市勢」としています。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、行政運営について審議し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、議会改革を推進するものとする。

【解説】

議会の責務を定めています。
議会は十分な審議を経て、市としての意思決定を行っていきます。市民に対し情報の発信を行い、市民の意思を反映させることに努め、更なる議会改革を推進していきます。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 災害発生時等、議会と市長との調整が必要とされる場合において、議長は議会を代表して必要な対応を行うものとする。

【解説】

議長は、対外的には議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めることを定めています。

(議決責任)

第4条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。

【解説】

議会の議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識し、その結果及び審議過程並びに政策立案の経緯について市民に対し説明する責務を定めています。

総合計画については、長久手市みんなで作るまち条例の第17条第2項において、「総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。」と議会の議決を定めています。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。

- 2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。
- 3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。

【解説】

個々の議員の責務を定めています。

議員は、積極的な発言、議論などを行う事により協議の内容を深めます。市民から選ばれた市民の代表であることを自覚し、市民の意見を把握するとともに、常に自己の資質向上に努めていきます。

(会派)

第6条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。

【解説】

会派は、主義主張を同じくする議員により結成することができます。本市議会においては2人以上の議員により会派を結成することができます。

(政務活動費)

第7条 議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して使途を公開し、その使途について説明責任を担うものとする。

【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項により、市が定める条例により交付されます。その結果については、収支報告書を作成し、領収書の写しとともに議長に提出し、議会ホームページに収支報告一覧表を掲載しています。また、支出の透明性を確保するため、行政情報コーナーで公表しています。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対しその有する情報を発信し、共有を推進するとともに、その情報について説明責任を果たすよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場を原則として市民に公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。
- 4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会及び意見交換会を開催するものとする。

【解説】

議会への市民参加と連携を促進するため、議会が持つ情報の発信、本会議や委員会等の会議の公開、委員会審議において請願及び陳情の提案者が説明や意見を述べる機会の保障をしています。また、活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握することを目的に意見交換会、市民アンケートなどを実施していきます。

第5章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
- (2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

【解説】

議会と市長等との関係の基本的原則を定め、より充実させるため本会議における一般質問の一問一答方式、本会議及び委員会での市長等の反問権付与などを定めています。

※ 市の行政運営を行っていく機関を「執行機関」といい、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

(資料の提出)

第10条 議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。

【解説】

議案審議や委員会活動において資料が必要となった場合は、市長等に資料の提出を求めることができることを定めています。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上のため、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

【解説】

議会は、条例の目的である市民福祉の向上のため、政策立案及び政策提言を積極的に行っていきます。

第6章 委員会の活動

第12条 委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならない。

【解説】

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的な活動を行い、活性化に努めていきます。

第7章 議員間討議の促進

第13条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間討議により、多様な意見を出し合い、合意形成に努めます。議会だよりや議会報告会などでその経過及び結果について説明を行うことを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

【解説】

本条例は、市民の代表としての議会の役割、議会及び議員の活動原則等に関する基本的事項を定めています。議員間でこの条例の理念を共有するため研修を行います。また、本市議会主催の研修会を年1回以上実施するとともに、各種研修へ積極的に参加していきます。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。

【解説】

議会事務局は議会に関する事務を行っています。**議会事務局の設置については、執行機関とは別に規定されており、事務局人事については地方自治法第138条に定めるとおり、議長が任免権を持ち、政策立案、提言などを支援するため専門的知識、経験を有する者の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができます。**

(議会図書室の設置)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

【解説】

調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めます。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して議会広報紙その他の手段で公表するものとする。

- 2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

本会議での議案に対する各議員の表決等も議会だよりに掲載し、市民に周知していきます。議会は、市民と情報共有をするため、必要に応じて市民に公表する。また、インターネット等の多様な広報手段を活用し、議会や市政に関心を持てるよう広報活動に努めていきます。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例（平成22年長久手町条例第8号）を規範とし、遵守しなければならない。

【解説】

議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことがないように行動することを定めています。

(議員定数)

第19条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】

議員定数は、地方自治法第91条第1項によって条例で定めると規定されています。

本条例では、議員定数は、議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を十分に反映させることが可能となるよう定めなければならないとしています。また、議員定数を改正する場合は、人口、面積、財政力、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】

議員報酬は、地方自治法第203条第1項及び第4項により条例で定めなければならないと規定されています。本市では、「長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で議員報酬が定められています。

本条例では、議員報酬を改正する場合は、社会経済情勢及び市の財政状況、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

また、「長久手市特別職報酬等審議会条例」に基づき、市長へ長久手市特別職報酬等審議会の開催を要請することもできます。

第10章 災害時の対応

第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての機能の保持を図るように努めるものとする。

【解説】

大きな自然災害などの緊急事態が発生した際に、議会及び議員の役割や行動を明確にする必要があり、基本的な考え方を定めています。

第11章 見直し手続

第22条 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付け、必要に応じ改正すること、改正が必要と認められる場合は、措置を講じることが定めています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長久手市議会基本条例構成図

前文

(目的)

第1章 総則

目的

第1条

(基本となる活動原則)

第2章 議会の活動原則

議会の責務 第2条
議長の責務 第3条
議決責任 第4条

第3章 議員の活動原則

議員の責務 第5条
会派 第6条
政務活動費 第7条

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

議員の政治倫理 第18条
議員定数 第19条
議員報酬 第20条

(上記原則に基づく活動内容)

第4章

市民と議会との関係

市民参加及び市民との連携
第8条

第5章

議会と行政との関係

市長等との関係 第9条
資料の提出 第10条
政策立案等 第11条

第6章

委員会の活動

委員会の活動
第12条

第7章

議員間討議の促進

議員間討議の促進
第13条

第10章

災害時の対応

災害時の対応
第21条

(活動を支える体制)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

議員研修の充実強化 第14条
議会事務局の体制整備 第15条
議会図書室の設置 第16条
議会広報の充実 第17条

第11章 見直し手続

見直し手続 第22条

発委第3号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、常任委員会の所管の変更に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	<p>1 _____総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項</p> <p>2 他の常任委員会の所管に属さない事項</p>
教育福祉委員会	8人	市長公室、福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項

予算決算委員会の項 (略)

改正前

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8人	_____福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年5月10日から施行する。

発委第4号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長久手市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号_____）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下_____）第2条第8項に規定する特定個人情報をい</p>

う。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、この条及び第38条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員で

う。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、この条及び第38条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下_____「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員で

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等ができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等ができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求

等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
----------------------------------	----------------------------------

【別記1】

改正後

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで (略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号の項 (略)		

改正前

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで (略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に

		限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発委第5号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月 日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説明

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長久手市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処す</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処す</p>

る。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定

る。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定

する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役__又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

政務活動費を充てることのできる経費の範囲の運用指針

施行：平成23年4月 1日
改正：平成24年1月 4日
改正：平成25年4月 1日
改正：令和 3年4月 1日
改正：令和 7年4月 1日

この運用指針は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）及び長久手市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年規則第5号）に基づき、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を明らかにし、議員の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

政務調査費の使途に関する申し合わせ事項（平成13年4月1日施行、平成20年3月21日改正）は廃止し、政務活動費を充てることのできる経費の範囲の運用指針で明示する。

なお、平成22年度分の報告までは従前の取り扱いとする。

○政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、議員が各々の責任において適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動（市政に関する調査研究その他の活動）の目的にふさわしいこと
- ② 政務活動の必要性があること
- ③ 政務活動に要した金額や態様に妥当性があること
- ④ 適正な手続きがなされていること
- ⑤ 支出についての明確な説明ができること

○透明性の確保（第11条）

政務活動費の執行については次のとおり公表し、透明性の確保に努める。

なお、公表は平成25年4月1日以降に提出されたものを対象とする。ただし、平成24年度分の行政視察報告書及び研修報告書は除く。

① 市議会ホームページ

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- ウ 研修報告書（研修費を支出した場合）

② 行政情報コーナー

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）
- ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

③ 議会図書室

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）

ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）

エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

○政務活動費を充てることができる経費

議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、次の運用指針に則り政務活動費を支出することができる。

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、長久手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、長久手市議会議員の職にある者(以下「議員」という。)に対し交付する。

（交付額）

第3条 議員に係る政務活動費は、年額12万円（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。

（交付申請）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とする。

2 議員は、政務活動費を別表に定める範囲において使用しなければならない。

（収支報告書）

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出（第7条第2項に規定する別表に基づく支出をいう。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表(第7条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、旅費等）
会議費	議員が行う市政に関する住民の要望及び意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、新聞折り込み費等）

科 目	会議費
内 容	議員が行う市政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
具体的事例	○会場代、機材借上代 ・議員の行う市政報告会や市政懇談会等に使用する会場代等 ○印刷代 ・ポスター、チラシ、配布資料等
申し合わせ事項	会議費における支払日と実施日が年度をまたぐものについては対象としない。

科 目	資料作成費
内 容	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費等）
具体的事例	○印刷、製本、コピー料 ・議会審議資料の印刷、製本、コピー料 ○写真代 ・写真のプリント料
申し合わせ事項	資料作成費におけるインク代、トナー代は対象とし、上限額を年間で 10,000円 15,000円とする。

科 目	資料購入費
内 容	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍等購入代 <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、ビデオ、CD-ROM、DVD、オンライン閲覧料等の購入 ○定期購読料（オンラインを含む新聞、雑誌） <ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物の購読料
申し合わせ 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 書籍購入費及び新聞雑誌購読料は対象とするが、娯楽性の高いものについては対象としない。 2 新聞購読料において、一般G紙（中日、朝日、毎日、読売、日経、産経）は2紙目以降の1紙のみを対象とする。なお、領収書は2紙目のみだけでよいが、1紙目の新聞名を明記する。また、業界紙は対象とするが、政党紙やスポーツ紙は対象としない。 3 書籍購入の際の領収書の写しについては書籍名を明記する。 4 書籍、ビデオに加え、CD-ROM、DVD、USB も対象とする。 （CD-ROM、DVD、USB は資料が入って販売しているものを対象とする。） 5 定期刊行物は、当該年度内に刊行され、代金を支払った刊行物を対象とする。4月号が旧年度3月に納品されていれば、旧年度分とする。年度を越えて支払った刊行物は対象としない。